

No.1 ○豊明市議会定例会10月緊急議会会議録(第1号)

平成24年10月26日

1. 出席議員

1番 川上 裕 議員	2番 毛 受 明 宏 議員
3番 近 藤 郁 子 議員	4番 近 藤 善 人 議員
5番 藤 江 真理子 議員	6番 早 川 直 彦 議員
7番 近 藤 千 鶴 議員	8番 一 色 美 智 子 議員
9番 三 浦 桂 司 議員	10番 杉 浦 光 男 議員
11番 近 藤 恵 子 議員	12番 山 盛 左 千 江 議員
13番 平 野 龍 司 議員	14番 平 野 敬 祐 議員
15番 村 山 金 敏 議員	16番 安 井 明 議員
17番 伊 藤 清 議員	18番 堀 田 勝 司 議員
19番 月 岡 修 一 議員	20番 前 山 美 恵 子 議員

2. 欠席議員

なし

3. 職務のため出席した議会事務局職員の職、氏名

議会事務局長	成 田 宏 君	議事課長	松 林 淳 君
議事課長補佐	石 川 晃 二 君	議事担当係長	馬 場 秀 樹 君
兼庶務担当係長			

4. 説明のため出席した者の職、氏名

市 長	石 川 英 明 君	副 市 長	小 浮 正 典 君
教 育 長	市 野 光 信 君	参事兼	神 谷 巳 代 志 君
		市民生活部長兼	
		健康福祉部長	
行政経営部長	伏 屋 一 幸 君	経済建設部長	横 山 孝 三 君
消防長	成 田 泰 彦 君	教育部長	津 田 潔 君
秘書政策課長	鈴 木 美 智 雄 君	財政課長	吉 井 徹 也 君
総務防災課長	相 羽 喜 次 君	高齢者福祉課長	原 田 一 也 君
医療健康課長	加 藤 賢 司 君	都市計画課長	野 村 芳 明 君

環境課長	土屋正典君	会計管理者 兼出納室長	深谷義己君
監査委員事務局長	前田鑛君		

5. 議事日程

- (1) 会議録署名議員の指名
- (2) 緊急質問

6. 本日の会議に付した案件

- (1) 会議録署名議員の指名
- (2) 緊急質問

月岡 修一議員

堀田 勝司議員

前山 美恵子議員

- (3) 決議案第3号 市長の職権濫用問題及び農地法違反の調査に関する決議
- (4) 市長の職権濫用問題及び農地法違反調査特別委員会の委員の選任

午前10時開議

No.2 ○議長(安井 明議員)

皆さんおはようございます。

本日は休会の日ではありますが、議事の都合により緊急に会議を開催したところ、定刻にご参集をいただきありがとうございます。

ただいまの出席議員は20名でございます。定足数に達しておりますので、ただいまから平成24年豊明市議会定例会10月緊急議会を開きます。

今10月緊急議会の議事運営につきましては、あらかじめ議会運営委員会で日程等をご協議いただいておりますので、その結果を委員長より報告願います。

毛受明宏議会運営委員長。

No.3 ○議会運営委員長(毛受明宏議員)

皆さんおはようございます。

議長よりご指名がありましたので、議会運営委員会の審査結果についてご報告を申し上げます。

今10月緊急議会の運営について、去る10月23日に委員会を開催し協議をいたしました。その結果につきましては、既に皆さんに文書でお知らせしておりますので、主な事項についてのみご報告いたします。

初めに、緊急質問についてはこの後、議長よりその取り扱いについてお諮りがあると思われます。

なお、緊急質問が認められた場合は、申し合わせ事項に従い発言時間を1人 60 分以内にする事といたしました。

次に、今 10 月緊急議会の議会期間につきましては、本日の1日間といたしました。

以上で議会運営委員会の報告を終わります。

No.4 ○議長(安井 明議員)

ご苦労さまでした。

ただいま報告がありましたとおり、今 10 月緊急議会の議会期間は、本日の1日間といたします。

これより、本日の会議を開きます。

本日の議事日程につきましては、あらかじめお手元に配付をいたしました議事日程表に従い会議を進めます。

なお、地方自治法第 121 条の規定により、市長以下関係職員の出席を求めたので、報告いたします。

日程1、会議録署名議員の指名を行います。

豊明市議会会議規則第 81 条の規定により、今 10 月緊急議会の会議録署名議員に、10番 杉浦光男議員と11番 近藤恵子議員を指名いたします。

日程2、緊急質問に入ります。

3名の議員より緊急質問の通告書が提出されました。

お諮りいたします。3名の議員より提出された緊急質問に同意の上、発言を許可することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

No.5 ○議長(安井 明議員)

賛成多数であります。よって、3名の議員より提出された緊急質問に同意の上、発言を許可することに決しました。

最初に19番 月岡修一議員、登壇にてお願いいたします。

No.6 ○19番(月岡修一議員)

皆さんおはようございます。

議長の許可をいただきましたので、緊急質問をさせていただきますが、市長という立場を尊重しながら、言葉を進めてまいりたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

私は今、この壇上にいることがむなしく、悲しく、そして憤りに包まれています。

わずか1年数カ月とはいえ、市長を支持したこの間の私の判断は間違っていたのではないかと、責任の重さに耐えかねているわけです。

昨年夏ごろから、豊明市の歴史を変えたいと懸命に孤軍奮闘しているように見えた市長の姿に、かすかな期待をして市長を支持する方向を選択しました。

昨年12月12日には、会派の皆さんと議案の認定について激論を交わした結果、理解を得ることができずに、その日に会派を追い出されました。

それでも私は、豊明市の将来の姿を夢見て、近未来のみずからの重要な立場を捨てても、あえて孤独な立場に甘んじて、石川市長の行政手腕を理解しようと努力を重ねてまいりました。

さらには、微力ながらも市長の心の支えになればとの思いで、絶えず市長を擁護してまいりました。

しかし、そんな私に届く市長の評価は著しく厳しいものばかりでした。その中でも特に気になったことは、市長の意にかなわない職員に対しては、強烈に恫喝を繰り返したり、職場環境を変えたりと、やりたい放題のワンマン行政手腕を発揮しているという内容ばかりでした。

さらには今年4月には、若い職員がみずから死を選ぶという痛ましい事件が起こりました。

しかし、市長はみずからの大切な部下である職員の死の選択について何の説明もなく、何も語ろうとせずに、死んだ本人の責任が全てであるがごとくに振る舞い、事件後は何もなかったように平然と仕事にいそしんでいました。当時、その市長の姿にかなりの失望感を禁じ得ませんでした。

そして9月末に、後藤前教育長の退任式が終了した後に、市長はかなりいら立っていた様子で、一部の職員や議員を批判をしていましたので、私は「嫌なこともよいことも全てを受け入れてこそ、市長という立場であり、それを受け入れることができなければ、市長をやめたらどうですか」と申し上げたところ、「ああいいよ、市長なんていつでもやめてやるよ」と、「月岡さんに市長やるわ」と、そんな言葉を投げ出されました。

私は、市長のそのときの精神状態を疲れているのであろうと、よき方向に解釈をしながらも、私は「選挙がなければすぐにでも市長になりますが、残念ながら私では選挙をクリアすることができませんので、市長にはなれません」と、軽く返事をしながらも、私の心の中に抱いていた石川市長の人間像が崩れていくのを感じていました。

そして10月10日に、成田産業振興課長がみずから命を絶ってしまったと連絡を受けました。成田産業振興課長には、10月5日にひまわりバスの件で説明を受けたばかりでありましたので、大変なショックを受けました。

半年間に二度も起こった、この一連の市職員の異常な惨事は、何が何でも検証する必要があると考えています。

そして再び、このような悲しい事件が起きないようにするためにも、あえて心を鬼にして

市長の責任について、どのような認識をされているのか、質問をさせていただきますので、よろしくお願いを申し上げます。

最初に、私は日々、職員の皆さんに対して、かなり厳しい態度をとり続けてきました。しかし今般は、理不尽な市長の恫喝から職員を守らなければならないと考えています。

そこで、お尋ねをいたします。

市長として職員に恫喝をしなければならない理由についてお聞かせをください。

2つ目です。

以前から職員の中で、市長の異常ともいえる傲慢な発言、態度に対する日ごろの気遣いで精神的に羸兵のごとくになってしまい、職責を全うする気力に欠ける、そのような職員も出てきていると聞いています。

市長は、職員の意識の向上を目指しているどころか、職員の心に市長に対する絶対的な忠誠心を植えつけようとしているようにしか映りません。

この件に関する市長の考え方についてお聞かせください。

ちなみに羸兵とは、心身ともに疲れて弱った兵士という意味です。

3点目です。

市長として、この半年間に発生した2人の職員のみずからの死の選択について、本当に何の責任も感じていないのか、お答えください。

4点目です。

成田産業振興課長が亡くなった後に、職員に対して「これは個人の問題であり、さらには家庭の問題が主な原因なので、市長としては全く何の責任もないので、安心して職務に励むように」と発言をされたと耳にしますが、その発言は本意ですか。

発言の真意についてお聞かせを求めたいと思います。

私は、この1年半の市長の言動を振り返り、冷静に判断いたしますと、石川市長には市長として市民に責任を持って行政運営をするだけの能力がなかったと判断せざるを得ません。

したがって、市長に対して惜別の言葉の歌を贈り、私の態度を鮮明にしたいと思います。

石川の流れる水は清くとも水面に映る黒い陰

英雄と称えし声も遠去かり時代の寵児に秋の風

名月が諭す言葉に背を向けてさ迷う心が痛ましい

吾がことば信じた友に捧げたる辞任の文字は世を照らす

最後に、質問を申し上げます。

断腸の思いで市長にお尋ねを申し上げますが、これ以上、市役所を混乱させてはいけません。石川市長、市民のために、職員のために、自分自身のためにも、市長を辞職されたらいかがですか。

以上で壇上での私の緊急質問を終わります。

No.7 ○議長(安井 明議員)

答弁を願います。

石川市長。

No.8 ○市長(石川英明君)

まあ月岡議員の質問に対して、一つひとつお答えをさせていただきたいと思います。

まず、そうですね、職員を恫喝をするということを今、尋ねられました。で、私自身はですね、確かに市長の権限があると、吐く言葉は重いと思います。

ですから、そのことが厳しい指摘をすると、恫喝というような形になる可能性があります。

しかし、そのことにつきましては、私はちゃんと自分なりに科学的に分析をして、やはりそうした持論で話をしているように思っています。

そのことが、やはり本質的な問題に行き着くと、職員にとっては大変厳しい部分で映るのかなというふうには思っています。

そのこともです、また、吐いた言葉のそうした責任も、自分では受けとめておるつもりでありますので、ご理解をいただきたいと思います。

それから今、精神的な、まあそうした傲慢な発言ということが、この辺は重複する部分があると思いますが、私自身はですね、やはり厳しさも必要であろうというふうにも思います。

もちろん評価をする部分も、やはりそこも、きちっと対処をするということではしておるつもりです。

それから、職員の皆さんから今までの経緯の中で、幹部会や、いろんなところで、まだ私自身を理解していない皆さんから見ると、なかなか話がしにくいという部分があるのかもわかりませんが、一定の部分では、幹部会の中でもきちっとした皆さんからのご意見がいただける状況にはなってきているというふうに判断しています。

ですから、厳しい議論をすることと、恫喝をして押さえ込んで、全てのことを私自身が排除をしたなんていうことは思っておりません。

そうした方からも、ご意見があれば、そして私自身が反省すべき点があれば、それは受けとめていくという姿勢を堅持しているつもりであります。ぜひ、ご理解をいただきたいと思っております。

それから、今回の問題については少し今、指摘をいただいたんですが、実を言いますと、親族の皆さんから一報をいただいております、私宛てに。「本議会の中では一切触れないでいただきたい」という言葉もいただいておりますので、この辺については少し控えさせていただきます。

ただ実際には、まあ過去の経緯から、そうした意味ではですね、いろんな調査を行ってきております。

で、そうした中で、非常にお答えがしにくいんですが、まあ過去の事例の場合ですね、いろんな発信がされております。そうしたことを、いろんなところで受けとめていくと、非常に本人が助けの声を出しているという部分が幾つかあります。

しかし皆さん、日常業務に追われたりですね、そうしたことで、そのことを、なかなか専門家ではなくて、気づいてない部分が幾つかあったように思います。

ですから、そうした部分は職員の内部でも、どういうふうにメンタル的なフォローをしていくかということや産業医に相談をするなり、また、今回の具体的な事案については、どうするかということの方向性を今示して検討に入っています。

この辺については、部長のほうから具体的に少しお答えをしたいというふうには思っています。

それから、市長を辞職をしたらということでもあります。

これはですね、やはり今ある問題から私は逃げ出すということはいたしません。

ぜひ、皆さんがどうあるべきだというご議論をいただければ、そのことを、この役所の中で活かしていく、また、切りかえていく、改善をしていく、そうしたことで責任ある処遇、立場で対応を図っていきたいというふうには思っていますので、ご理解をいただきたいと思えます。

以上であります。

No.9 ○議長(安井 明議員)

一通り答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

月岡修一議員。

No.10 ○19番(月岡修一議員)

まあ答弁がいただけない部分がありましたので、再度申し上げますけども、課長が亡くなった後に部下に対してですね、市長としては全く何の責任もないので、安心して職務に励むようにと発言をされた、この真意についてお尋ねをしておりますが、これは家族等のことに関して何の関連もありませんので、市長ご自身の意見を述べていただきたいと思えます。

No.11 ○議長(安井 明議員)

答弁を願います。

石川市長。

No.12 ○市長(石川英明君)

え一つですね、私は、行政の役割というのを、いつもこうして位置づけています。

自治体の目的は住民の福祉に寄与するということです。基本的には、私自身がいつも自分に言い聞かせることは、市民の痛みや苦しみをきちっと受けとめて、それを制度化したり、また補完をしていくのが役所の役割だろうと。

で、職員に対しても一緒です。命を絶つようなことが、この職場で起きているなんてことは思っていません。

ここの職場の職員がですね、そうしたことにあることを、きちっと受けとめていくのが、行政の役割と精通するところになるというふうに思っています。

ですから、今回のこうしたことと過去の事例ですね、そのことで私自身は心が痛まないなんていうことはありません。重く受けとめているし、そのためにどうしたらいいかということ、職員の皆さんにも相談をさせていただいています。

今回ですね、そうしたふうに月岡議員に伝わっておるということの一面だけを捉えていくなら、私はやはり職員の今回のことに対して、本当に職場環境としてつらい状況にあるだろう。そういう意味では少しでも励ましをできればという視点であります。

この問題についてですね、私は市長としても、職員の同僚としても、こうしたことに相談ができなかったことということに対しては、本当に悔やんでいます。残念にも思っています。それが私の本心であります。

ですから、こうしたことが本当に起きないために何をすべきかということ、今、職員と一丸となって知恵を絞っているという状況にあります。

以上であります。

No.13 ○議長(安井 明議員)

月岡修一議員。

No.14 ○19番(月岡修一議員)

全く答弁になっていないですね。まあそういうことで逃げようとするならば仕方ありません。再質問をここでさせていただきます。

もしもね、私は思うんですが、成田課長が、市長が職員に指摘されたように、さまざまな家庭の問題を抱えて悩んでいたとしても、その悩みが原因だけでみずからの命を絶つことに、甚だ疑問に感じています。

家庭の問題の内容については一切存じておりません。しかし、職員として四十数年勤めて残り半年という、この時期まで頑張ってきて、果たしてみずからの尊い命を簡単に絶ってしまうでしょうか。私はほかにも要因が潜んでいるような気がしているわけです。

私が注目をしていることは、成田産業振興課長は亡くなる直前に、執拗に市長から厳しい叱責を浴びていたという事実です。

つらく悩んでいる成田産業振興課長に対する市長の執拗な叱責や恫喝が、苦しんでいた課長の気持ちを、もしかすると一気に死の世界に導いてしまうきっかけになったのではないかという疑念が残ります。私はこのことを指摘したいんですよ。

あなたは今、のらりくらりと遠回りをしながら、きちっとした答弁をされていませんが、もう少しこの人の死について真剣に対処していただきたいという思いでいっぱいです。

私のこのような捉え方は間違っているかもしれませんが、そのように思える気持ちを率直に申し上げます。

あなたはどう思いますか、今の私の再質問に対してお答えください。

No.15 ○議長(安井 明議員)

答弁を願います。

石川市長。

No.16 ○市長(石川英明君)

非常に私自身ははぐらかすつもりはありません。親族のそうした書面をいただいて、非常にこの場で論議をするのを控えたいという気持ちがあるわけです。

で、職員のですね、私は彼に対して恫喝をしたということはありません。今まで人・農地プランやひまわりバス、あらゆる面で叱責はしました。彼は全部応えてきちっと仕事をやってきた、本当に生真面目で実直で、そういう職員です。

で、ある朝ですね、彼がちょうど出勤時、一緒に会いました。彼から「市長」と、すごい笑顔で「これができましたよ」と言っていたこともあったわけです。

ですから決して彼が、全て私が恫喝をしたり、そういう次元だけで、本当に人間関係が保たれてなかったかということ、そうではないような気がしますので、ぜひ、ご理解をいただきたいし、ただ仕事なのか家庭なのか、そうした問題は私自身も幾つか調べはさせていただいたけど、やはりそれぞれの問題があるというような形しか、今では発言ができないのではないかというふうに思っています。

ですから、そうした中ですね、こうしたことが二度と起きないように、どう対処するかということで我々は頑張っていきたいというふうに思っていますので、ご理解をいただきたいと思えます。

以上であります。

No.17 ○議長(安井 明議員)

月岡修一議員。

No.18 ○19番(月岡修一議員)

本当に私の考えていることも、私の気持ちも、人の死の痛みも、余り十分にご理解いただけないのかなという気がしています。

私は10月5日の午後に課長から電話をいただいて、「ひまわりバスの件で決まりましたので、説明をさせていただきたい」ということで、市役所に来ました。

相当疲れているような顔をしておりましたので、私は「どうしたの」と、「ひまわりバスの件で相当疲れていたんだね」と、「本当にご苦労さんでしたね」と、そんな会話をしましたが、本人は「いや、もうバスの件はこれで終わりましたので、議員さんにも一通り説明をさせていただいて理解を得ましたので、ほっとしております」と。

ですから、そういうひまわりバスとか行政の仕事の中での悩みや苦しんじゃなくて、今考えると、もっと別の次元の要因があったんじゃないのかなと、そういうふうに私自身は受けとめざるを得ませんでした。

市長はご自分のマニフェストを推進する意味で、やみくもに市職員に、そのマニフェストの推進について理解を求めているような行き過ぎた言動を、いろんな方からお聞きしております。

もう少し、もう少し、行政運営の中で、対人関係の中で、市の職員を思いやる気持ちを持ち、高所から広い心で市職員に対して、本当に親としての深い愛情を持って接することができなかったのかなと。

振り返りますと、市長になられて今年の6月議会、この壇上で市長として所信表明をされたときの顔は、いまだに覚えておりますが、まるで最初から、何の議案の説明も受けていない中で、まるで我々議員に対して厳しく対峙する、そのような姿であったと思っております。

あなたは、最初から議会に対する間違っただけの情報をもとに、市長として出発をいたしましたと思っております。本当にそれは気の毒だと思えます。

1年間猶予を持って、本当に広く職員や議会に自分のマニフェストについて、こういう方向で市役所を変えたい、市民に幸せをもたらしたい、そういった広い心で、もし行政運営に取り組んでいたならば、多分このような2人の犠牲はなかったかもしれない、私はそう思わざるを得ません。

質問は、もうこれで終わりますが、やはり今の市長の答弁を聞いていたんでは、このままで市役所の中で、本当に市民のために一生懸命身を粉にして働こう、そういう意識を持った職員が増えるとは思えません。

多分、市長の言動も、この時期が過ぎれば、また同じようにもとに戻ってしまうのではないかと懸念もあります。

議会として議員として責任を持って、真相究明に挑まなければならないと思っておりますので、これからもしっかりと、この2つの悲惨な事件に対して取り組んでまいりたいというこ

とを表明いたしまして、私の質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

No.19 ○議長(安井 明議員)

これにて、19番 月岡修一議員の緊急質問を終わります。

続いて18番 堀田勝司議員、登壇にてお願いいたします。

No.20 ○18番(堀田勝司議員)

皆さんおはようございます。

議長のお許しをいただきましたので、登壇にて緊急質問をさせていただきます。

私の場合はですね、この通告書にありますように、そんなにいろいろと聞くこともありませんので、単刀直入にお聞きしたいというふうに思っております。

まず、市長の相続税納税猶予についての件であります。納税猶予というのは、まあ相続税の納税猶予というのは、ご存じでない傍聴の方もおみえになりますようなので、少し説明させていただきますと、20年間、自分で相続した土地で農業をすることで納税を猶予をしていただく、ただになるわけではありません、納税を猶予をしていただけるんです。

20年間、農業をすれば、その時点で相続税がなくなるというのが前の法律であります。少し今回、変わったこともありますけれども、旧法はそういうふうになっております。

他人に貸したり、耕作を放棄したときは、納税の猶予はすぐに取り消されて、相続税を納めなければなりません。

昨年の夏過ぎごろから、沓掛のほうの私の友人、知人あるいは支持者の方から、「市長の田んぼが草ぼうぼうだよ」と、「あんなことじゃ困る、市長なんだから」という声をお聞きました。

また、「人に貸しとるところもあるみたいだよ」と、そんなようなお話を聞きましたので、これは困ったなという思いでおりまして、少しそんなとこにありましたので、沓掛のほうを見ていったこともありました。

そして、そこにはやはり草が生えておりましたので、何とか草ぐらいは刈ってくれるんだらうと、そういうふうに思って期待をしておりましたんですが、刈られておりませんで、今年も作付がなされてない田んぼ等があります。

やはり、そういうことでは豊明の市長さんでありますので、市長が率先していろんなことを守っていただかないと、我々としては非常に困るわけでありまして、そんな思いでおりまして。

まあ相続に関しましてはですね、市の担当ではなく、税務署の管轄ですので、余分なことかなとは思いますが、市長としての立場がおありになる以上、やはり遵法精神は発揮していただかないと、我々市民としても大変困るわけでありまして、そのことをお考えになって答弁していただくようお願いいたします。

続きまして、「農地法違反の農地もあるよ」と、そんな声も聞こえてきたわけであります。

農地法ということでありまして、一部抜粋させていただきますと、農地又は採草放牧地については、所有権を移転し、又は地上権、永小作権、質権、地上貸借による権利、あるいは賃借権若しくはその他の使用及び収益を目的とするために権利を設定し、若しくは移転する場合には政令で定めるところにより、当事者が農業委員会の許可を受けなければならないと、こういうふうに農地法で決まっております。

いわゆる農地については、権利の移転とか、貸したり借ったりとかというのは、基本的に農業委員会の許可を受けなければならないということになっておるわけでありますが、「何か、そんなような土地もあるよ」というようなお話を聞きましたので、私もやはりまた、あそこら辺も見にいきましたんですけども、どうもそのような方向にあるというようなことであります。

やはり農地法に関しましては、これはあくまで法律でありますので、厳しく罰則規定が設けられておりました、もし違反した場合は、まず契約が無効になる。そして、違反は3年以下の懲役又は300万円以下の罰金という適用があるということも、農地法には載っております。

原状復帰とか工事差し止めとか、いろんなそういう厳しいことがあるわけでありまして、この件に関しまして、とにかく市長が、まずもって大切なことは、市長さんであるということですね。我々の、市民の、豊明市のトップであるということが、何よりも大切なことであるかと思えます。

遵法精神は守っていただかなければ、我々議会も市民も困るということを申し上げて、壇上での質問を終わらせていただきます。

真摯な答弁を求めます。

No.21 ○議長(安井 明議員)

答弁を願います。

石川市長。

No.22 ○市長(石川英明君)

堀田議員の今ご指摘をいただいたことに対してご答弁をさせていただきます。

農地の部分で、確かに草が伸びて、ご指摘をいただいたことはあります。

ここについては、すぐ対処してきたというふうに思っていますので、ご理解をいただきたいと思えます。

それからですね、もう一つ、納税猶予のことについては、よろしいわけですか。

この辺については、少し事実経緯の話をしておきます。

私自身が納税猶予を受けていることは、本来、ここで話すことではないと思えますが、個人的な情報でありますので。

ただ、今言われたように市長としてという問題がありますので、ここは少し皆さんにもご理解をいただきたいと思います。

確かにですね、納税猶予をかけておって、私自身も気づいたところがありました。ここについては熱田税務署のほうに私は出向いていきました。数度相談を受けて、具体的な指導を受けて、適切な措置を図ったということです。

ですから、その辺については問題がないのではないかなというふうに思っております。

ただ農地法による、今堀田議員が言われたように、こうしたことはまだ問題があれば、ご指摘をいただければ、そのように対応を図っていききたいというふうには思っています。

今のところ、一応農地法に関しての豊明の農業委員会からのご指導や、まあご指摘をいただければ、そのように対応を図ってきたつもりでありますし、また、今後もそうしたご指摘があれば、そのように対応を図りたいというふうに思っております。

以上であります。

No.23 ○議長(安井 明議員)

一通り答弁は終わりました。

堀田勝司議員。

No.24 ○18番(堀田勝司議員)

まず、納税猶予の件は、私がいろいろと調査をいたしましたところ、これも要するに自分で20年間、農業をしなきゃいけないということになっているわけですよ。

だから、単純に言いますと、農業ができなくなったその時点で、やはりその旨を、納税は申告ですからね、自分で申告をして納税をしなればいけないということが基本にあると思うんですね。

で、これを見つかったちやっしてから、やっていけばいいというような発想でおられているような状況でしたので、私どももそういうことをいろんな方からお聞きして、「これ、おかしいじゃないか」と、そんなことをお聞きしたもんですから、いろいろと調べてみたわけであります。

で、これ脱税というのは、日本は余り脱税に関してはそんなあれじゃありませんが、脱税もどきというようなことに皆さんは思っているわけですよ。

その辺を、やはり市長であるがゆえに、もう少し身辺をきちんとされないといけないんじゃないのかなということでもあります。

もどきですので、脱税とは申しておりませんが、「脱税もどきの状況ができていましたよ」ということを、私どもの沓掛のほうの知人や友人のほうから、そういうことを聞いたもんですから、納税猶予とはどんなもんかなということで、いろいろと調べましたら、前の法律は20年間、自分で農業をやらなくちゃいけないということでもあります。

だからその辺の、市長としてそういうことが、自分から率先してやらなかったということは、どういうふうを考えてみえるか、お聞きしたいと思う。

No.25 ○議長(安井 明議員)

答弁を願います。

石川市長。

No.26 ○市長(石川英明君)

非常に具体的に少し見えてないんで、お答えがしにくいんですが、自分自身がやはり納税猶予をかけたということで、その辺のことを税務署に相談をさせていただきました。で、適切な処理をしました。

ですから、そのことが脱税になるのか、それとも違反になるのか、それとも本当に問題があるかということも全部、時系列でお話をさせていただいて、税務署に答えをいただきました。

で、今後どうするかということに対しても、こういうふうにしたいという意思をきちっと表明をして、具体的な話もさしてもらいました。それで、税務署は問題がないよということであります。

ですから今、堀田議員が言われていることについて、どういうことなのかは、「脱税ということもありますか」ということも具体的に聞きましたよ。「いや、一切ありませんよ」と。そういう話を全部いただいたんですね。

それで、手続をどうするかということのご指導もいただいて、具体的に全部手続をとりました。

このことが私自身が「違法性がありますか」といったら、「いや、ありません」と。「適切な処置をいただいた」というふうに、税務署から全部いただいたわけです。

ですから、そのことに対して、堀田議員が言われることが理解に苦しむわけですよ、私は。

税務署からいただいたことが間違っておるということですか。一応、そういうふうに思っていますけど。

以上ですが。

No.27 ○議長(安井 明議員)

堀田勝司議員。

No.28 ○18番(堀田勝司議員)

私は「脱税」とは申しておりません。「脱税もどき」ということを申したんです。脱税とは申しておりません。

それと納税猶予、これは実際に適用されるのは、納税を猶予されるということでありまし

て、もし、その時点で例えば納税猶予をやめるというようなことがあれば、さかのぼって税金を払えば事は済むことでありまして、この行為のことをおっしゃってみるのではないのかなというふうに思っておりますけれども、それは要するに我々として、市長としてもっと初めにわかった時点で、端的に申しますと、市長になられた時点で、農業はできないだろうというふうに思われるはずなんですよ。

その時点で、そういう行為をされるべきではないのかなというふうに思った次第でありますので、皆さんはそういう方向のお考えで、私のところにいろんなことを言ってみえたというふうに私は考えておるわけです。

まあ税務署の関係のことですので、後はあなたのモラルの問題だけに、それはそれで、後はいろんなところで逆に調べさしていただければいいのではないかなと思っております。

次に、まあそこに関連しておりますけど、農地法の違反がありますよという件であります。これに関しまして、やはりここに、先ほども壇上で読まさせていただきましたけども、農地又は採草放牧地、これは牧草地のことですけど、所有権を移転し、あるいは地上権、小作権、質権、使用貸借あるいは賃貸借をするのは、農業委員会の許可を受けなければならぬというふうになっているわけですよ。

で、この部分において「そういうことをせずに貸しているところがあるよ」という話が、私のところに来たわけでありましてね。

このことが、要するに貸した時点で、先ほどのに関連しますが、納税猶予の対象からは外れますよということになるわけでありまして。

まあそういうことがあるんで、「とにかく農地法違反の疑いがあるからどうだよ」と、「しっかり聞いてくれよ」ということを言われてきておりますので、農地法違反がないということであれば結構ですし、あるならあるということで結構ですので、いま一度、はっきりとした答弁をお願いしたいと思います。

No.29 ○議長(安井 明議員)

答弁を願います。

石川市長。

No.30 ○市長(石川英明君)

え一つとですね、その賃貸借をしたということですかね。

(質問に答えてください。あるか、ないかということなんです。農地法違反、してるか、してないかの声あり)

No.31 ○市長(石川英明君)

一応その答えについては、まず、お答えをしておきますが、適切な、税務署とも相談をして対処をしたということです。

で、もう一つですね、なぜ、そんな情報が一般の市民の人が知っているんですか。私は誰にも言ったことがないし、…。

(組合がやっているのを見たら、わかるでしょうの声あり)

No.32 ○市長(石川英明君)

納税猶予をかけた土地というのは、私はそれだけじゃないんですね。何でそんなことがわかるんですか。

私には幾つか土地がありますよ。

(答弁をきちんと、質問されたことに答弁をしてくださいの声あり)

No.33 ○市長(石川英明君)

いや、ちょっと待ってください。

(議長の声あり)

No.34 ○議長(安井 明議員)

はい。

No.35 ○市長(石川英明君)

よろしいですか。私自身の個人情報、どうしてそんな人たちがわかっている。堀田議員は、それはうわさで聞いたんですか。

(発言する者あり)

No.36 ○市長(石川英明君)

私は、その個人情報をですね、私自身の情報をどなたにもですね、…。

No.37 ○議長(安井 明議員)

市長に申し上げますが、堀田議員の質問に答えてください。

No.38 ○市長(石川英明君)

はい、ちょっと待ってください。前段が必要になると思いますね。

で、そうしたことを私は言ったこともないのに、適切にです、納税違反にならないように、きちっとそういうことも対処してきたつもりですね。

で、熱田税務署からも、そのことが違反ではないよという話まで、…。

(農地法ですの声あり)

No.39 ○市長(石川英明君)

で例えば、…。

(議長の声あり)

No.40 ○市長(石川英明君)

よろしいですか。

堀田議員がですね、農地法の違反があるということであるなら、なぜですね、農業委員会からのご指摘をいただきたとか、産業振興課のその担当からご指摘をいただくんですが、なぜ、この場であなた自身がですよ、あなた自身だって守秘義務があるわけでしょう、農業委員としての。

そのことで、…。

(議長の声あり)

(議長おかしいよ、答弁がの声あり)

No.41 ○議長(安井 明議員)

市長に再度申し上げます。

堀田議員の質問に教えてください。

No.42 ○市長(石川英明君)

ですから、ご指摘があれば、そのように対応しますと言っています。

ですから、今のところはですね、農業委員会のほうも含めてご指導をいただいて、これでいいのかなと。

ただ、また指摘があれば、そのように対応したいというふうには思っております。

以上です。

(議長の声あり)

No.43 ○議長(安井 明議員)

堀田勝司議員。

No.44 ○18番(堀田勝司議員)

ただいまの市長の答弁の中で、私が、あたかも農業委員であって、その農業委員の守秘義務に違反しているというような発言がありましたので、暫時、休憩を求めます。

(議長裁量で休憩とればいいのかの声あり)

No.45 ○議長(安井 明議員)

お諮りいたします。ただいまの質問に対して明確な答弁が必要ということでありまして、暫時、休憩とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

No.46 ○議長(安井 明議員)

賛成多数であります。よって、暫時、休憩といたします。

午前10時50分休憩

午前11時33分再開

No.47 ○議長(安井 明議員)

休憩を解き、休憩前に引き続き会議を進めます。

先ほどの議会運営委員会の審査について委員長より報告を願います。

毛受明宏議会運営委員長。

No.48 ○議会運営委員長(毛受明宏議員)

議長よりご指名がありましたので、…。

No.49 ○議長(安井 明議員)

すみません、すみません、あっ、いいですか。

はい、すみません、続けてください。申しわけないです。

No.50 ○議会運営委員長(毛受明宏議員)

ただいま、暫時休憩中に開催されました議会運営委員会の報告をいたします。

市長においては、質問について明確な答弁をされたいとの決定をいたしましたので、ここにご報告を申し上げます。

以上で議会運営委員会の報告を終わります。

No.51 ○議長(安井 明議員)

ご苦労さまでした。

なお、傍聴者の方に申し上げますが、会議中は静粛に願います。

答弁を続けます。

石川市長。

No.52 ○市長(石川英明君)

先ほどの答弁の中で不適切な部分がありましたら、議長に取り計らいのほうを、よろしくお願ひしたいと思ひます。

そして、答弁のほうをさしていただければ、よろしいですかね。

No.53 ○議長(安井 明議員)

はい、答弁を願ひます。

No.54 ○市長(石川英明君)

堀田議員のですね、ご質問については、3条申請のことでよかろうかというふうに思っています。

このことは冒頭からずっと述べてきたように、今、農業委員のほうからも、事務局のほうからもご指摘をいただき、今、準備に入っております。

そういう状況であります。

以上であります。

No.55 ○議長(安井 明議員)

それでは後刻、会議録を精査の上、処理をいたしますので、よろしくお願ひいたします。

引き続き、堀田議員の質問を続けますが、念のために申し上げます。

手元の時計では、堀田議員の持ち時間は残り40分ほどですので、発言にご注意を願ひます。

堀田勝司議員。

No.56 ○18番(堀田勝司議員)

まあわかりやすく、もう一遍聞きます。

まず私のほうに、そういう「農地法違反してるんだよ」というようなお話をいただいたのは、もちろん沓掛のほうの友人や私の支持者の方でありまして、その方が「そういう疑いがあるよ」ということを言われたわけですし、私も、実は宅地・建物の取引主任者でありますので、農地法のほうはよく勉強いたしておりまして、その件に関しまして、これは農地法違反の疑いがあるということでお聞きしておるわけでありまして、先ほど来も言っておりますように、市長において農地法違反の件があったか、なかったかという話をさせていただければいいのであって、先ほどもそういうふうに答弁を求めたんですが、余分なことを市長がお話しされて、やぶの中に入っていったような結果になったと思うんです。

ですから、ここに書いてありますように、農地法違反の農地があるといううわさを聞きましたので、そのあるかなしかの真偽をはっきりと答弁していただきたいと思ひます。

No.57 ○議長(安井 明議員)

答弁を願います。
石川市長。

No.58 ○市長(石川英明君)

ですから3条申請について、これはやはり手続がされてなかったんですから、これはご指摘をいただいたように、この11月の委員会にはですね、出ることになるだろうというふうに思っております。

以上であります。

No.59 ○議長(安井 明議員)

堀田勝司議員。

No.60 ○18番(堀田勝司議員)

まあそういうことでありますので、農地法違反をしていたというふうに解釈してよろしいわけですね。

No.61 ○議長(安井 明議員)

答弁を願います。
石川市長。

No.62 ○市長(石川英明君)

まあそうした言い方もあるのかなというふうに思っています。

だから、ご指摘をいただいてですね、私自身は対応を図っているということです。

まあ違反があったということになれば謙虚に受けとめて、対応を図っていきたいと思います。

以上であります。

No.63 ○議長(安井 明議員)

堀田勝司議員。

No.64 ○18番(堀田勝司議員)

ですから先ほど、最初から言いましたように、あなたはここの豊明市の市長なんですよ。市長が率先して遵法精神でいかないといけないということを言っているんですよ。

指摘されたから、しょうがないから出しましたというような話は、先ほどの納税猶予の件と同じで、わかんないうちは知らぬ顔しておっていいやというような話になってちゃうわけです。

そういうところがあれば、それがやはり脱税もどきというような話にもなってくるわけでありまして、この件に関しましては、特に農地法の3条に違反してたんで、十分に反省するという言葉を聞かないと、私としては、この件に関しては質問を終わることができません。答弁願います。

No.65 ○議長(安井 明議員)

答弁を願います。

石川市長。

No.66 ○市長(石川英明君)

まあ一言でいえばですね、今、堀田議員が言われるように深く反省をしております。今後は、こういうことのないようにしていきたいと思えます。

以上であります。

No.67 ○議長(安井 明議員)

堀田勝司議員。

No.68 ○18番(堀田勝司議員)

以上で私の質問を終わります。

No.69 ○議長(安井 明議員)

これにて、18番 堀田勝司議員の緊急質問を終わります。

続いて20番 前山美恵子議員、登壇にてお願いいたします。

No.70 ○20番(前山美恵子議員)

では、議長よりお許しをいただきましたので、壇上で緊急質問をさせていただきます。

市職員の安全と健康が確保される職場環境について質問をいたします。

通告をしましており、この半年の間に2人もの職員がみずから命を絶たれました。異常な状態と言わざるを得ません。

市職員は1日の大半を職場で過ごしています。その職場環境のよしあしが、その人の生き方に大きな影響を与えると考えられますが、労働安全衛生法3条で事業者等の責務という条項があります。

ここには、単に法律で定める労働災害の防止のための最低基準を守るだけでなく、快適な職場環境の実現と労働条件の改善を通じて、職場における労働者の安全と健康を確保するようにならなければならないとなっております。

4月には、職場内で命を絶たれたことは、職場環境がどうであったか問われているところです。

そのため、この4月以来、事業者として快適な職場づくりに向けての責務をどのように果たしてきたのでしょうか。

また、今回の出来事について、どこに原因があるのか調査はされているのでしょうか、お聞かせをください。

以上で壇上での質問を終わります。

No.71 ○議長(安井 明議員)

答弁を願います。

伏屋行政経営部長。

No.72 ○行政経営部長(伏屋一幸君)

ご質問の件については、私ども市職員といたしまして、大切に、しかも尊敬する仲間を失いました。痛恨の極みであり、言葉もないくらいでございます。

二度とこのようなことがないよう、組織を挙げて取り組んでまいりたい、このように考えております。

ご質問の4月以降の取り組みということで、順次お答えをいたしたいと思っております。

まず、研修体制ということで現業職員のメンタルヘルスケア研修、41名ほど参加いたしましたが、それを始めといたしまして、派遣研修として一般向けセルフケア研修、管理職向けセルフケア研修及びライン研修に派遣をいたしているところでございます。

また、今後につきましては、11月に安全衛生管理者向けの研修やカウンセリングマインド研修などにも、派遣をしていく予定となっております。

次に、相談・啓発体制の検討ということで、4月には心の健康づくり計画を、イントラで職員向けに周知をいたしております。

また、今後の話になりますが、11月の1日には臨時の衛生委員会を開きまして、メンタルヘルスをテーマに開催をいたすということになっております。

さらに、産業医活動ということで毎月、産業医の先生に職場の巡視を行っていただいておりますが、さらに、そうしたことに加えて職員の健康相談も、産業医に行っていただいております。

4月以降、4名の職員が相談のほうをいたしております。

さらに、心のケアということで、この10月のお話でございますが、副市長名でヘルスケア

の喚起を促す文書を、職員に直接配布するとともに、あわせてヘルスチェック表も配布をいたしました。

そして、必ずヘルスチェックをやっていただくようにというふうに、職員の皆様をお願いをいたしましたところでございます。

また、市内の病院に依頼をいたしまして、希望職員のスクリーニング調査の実施を現在いたしております。

このスクリーニングの結果ですね、要面談となった職員には、カウンセリングを実施することとしております。

さらに来年度、25年度には、全管理職を対象に、メンタルヘルス対策講演会を実施をしていくことを決定をいたしております。

また、職場の活性化といたしまして、職場会議の実施、朝礼の実施、あと職員互助会による福利厚生事業、スポーツ大会、映画鑑賞等の事業も行っております。

こういったことで、少しでもストレスのない職場を目指しておるところでございます。最後のご質問で、今回の原因の調査はしたかということでございます。

さまざまな手だてを講じて調査をしておりますが、今のところ、はっきりしたことがわかっておりません。

しかしながら、職場のことが原因でですね、このようなことが起こることがないように、職員の皆さんの協力のもと、対策を講じていくということでございます。

今のところ、このようなことを取り組んでおるということでございます。

以上です。

No.73 ○議長(安井 明議員)

一通り答弁は終わりました。

前山美恵子議員。

No.74 ○20番(前山美恵子議員)

ご答弁をいただきました。

今回の一通り研修とか、どこも今までと変わらずメンタルの関係ではやっていらっやっただと思うんですけども、こういう異常な事態になっているということを認識をした研修を、これからもやらないといけないのではないかなというふうに思うんですけども、月岡議員も質問をされましたように、この問題については市長が大変関係が深いものですから、今後の質問については市長にお答えをいただきたいんですけども、まず4月にですね、職員組合のほうでニュースを発行されたことは、職員アンケートをとってニュースを発行された内容については、ご存じだと思うんですけども、私もこれを見て、職員の悲鳴というか、悲鳴の声がここに掲げられていると私は質問でさせていただきました。

ここの中でも、やはり職員は感情を持った1人の人格であり、物ではないということとか、人間として扱われていないのではないかという、そういう声が紹介をされていた。これが4月です。

その後、若い職員の方が、アンケートをとっていたときに、もうみずから命を絶たれたということは、やっぱりその場で、職員の人たちがどういう環境に置かれておったかということを知り、それなりの対処をしていかなければ、いけなかったのではないかなというふうに思うんですけれども、先ほども月岡議員が言われましたが、職員から聞くと常に恫喝をしている。まあ市長は「厳しい指摘だ」というふうに言われていますけれども、私もいろいろ聞いたところでは、そういう恫喝に近いということで聞いております。

で、やっぱり死を選ぶということは、常に直接的な原因と、それから、それまでの環境、いろんなものがまざり合って、そういう状態になるんだと思うんですけれども、そうすると市長がもうこの任務につかれて1年半、この職場の環境がどういう状況かというのを、やっぱり見ないといけないと思うんですけれども、そういう恫喝の声があったりとか、それから、職員を削減することによって仕事に追いまわられて、本当に十分な仕事ができないとか、そういう声が今回、私たちの職場環境のアンケート調査でも、こういうふうに、そういう声が出ているんですけれども、このところが直接的な原因でないにしろ、もう職員のこの職場の中に重い空気を与えているという、そういう認識が必要ではないかなと思うんですけれども、この点についてはどうでしょう。

No.75 ○議長(安井 明議員)

答弁を願います。
石川市長。

No.76 ○市長(石川英明君)

まあ月岡議員も前山議員も使われたように、「恫喝」というような言葉をいただいております。

もし、そういうところがあれば、一遍謙虚に反省をしながら、改めていきたいというふうに思います。

そして、私自身は1年半ですね、この役所というところで仕事をさせていただいております。そうですね、部課長、係長ぐらいまでは少しずつですが、人格や人柄や生活の部分まで少し見えています。

しかし正直なところですね、やはりそれ以下の職員について、人柄や生活の部分まで見えておるかという、まだ完全には見えてないというのが実情であろうと思います。

ですから、そうした意味で誤解を受けているようなことがあれば、このことはやはりきちっとですね、お互いにコミュニケーションを図りながら、お互いの誤解をしておる部分があれば、穴は埋めていきたいというふうに思っています。

そんな意味では今、つい最近ですが、各課へ私自身が降りて、朝礼を行ってですね、そこからもご意見をいただいたり、そうしたことも今始めさせていただいています。

ですから、丸ごとの人格や性格を受けとめれる組織になることが、私のやはり願いでもあります。

そんな意味でご指摘があれば、また謙虚に受けとめながら、対策に励んでいきたいというふうに思っております。

以上であります。

No.77 ○議長(安井 明議員)

前山美恵子議員。

No.78 ○20番(前山美恵子議員)

この議会でもですね、本会議場で自分のマニフェストに従わない者は処分だとか、職員に言わせると、すぐ「首にするぞ」とか、すぐ「飛ばすぞ」という言葉を、これはたくさん聞いてますし、そういう声は私のところにも届いております。

こういうことが、やっぱりご自分は厳しい指摘だというふうに言われても、要するに上からの言葉ですよ。上からの言葉だと、そういうふうに恫喝ということにもなるわけです。

そういうことが、そういうのが日々繰り返されれば、これは重い空気になっていくという1つの要因として、これは考えられますので、この点については、まあ「誤解があれば」ということなんですけれども、誤解ではなく、やはり真摯に聞かないといけないというふうに思うんですけれども、それで今回の産業振興課長の問題に触れていきますが、常にそういう重い空気がある中で、ここの、この産業振興課長がそういう死を選ばなきゃいけなくなった。

やっぱり、ここ1カ月ぐらいの変化をお聞きをすると、堀田議員もちょっと納税猶予のことを話されましたけれども、ちょうどそのころに、この納税の関係、農地の関係は産業振興課ですので、その責任者が課長ですよ。

その納税猶予の関係が問題になったようなときに、頻繁に市長に市長室へ呼ばれていたということを、たくさんの職員の方が証言をしてくださったんですけれども、そういうことからすると、今までの恫喝とか圧力をかけるとか、頻繁に呼ばれていて、そういうことがかかったのではないかなということ、私たちもちょっと憶測でするんですけれども、そういうことについては、ないということが言えるんでしょうか。

その点について、ちょっとお聞かせください。

No.79 ○議長(安井 明議員)

答弁を願います。

石川市長。

No.80 ○市長(石川英明君)

その納税猶予の関係や、その辺のことについて、彼に恫喝をしたとか、そんなことは一切ありませんね。

ただ、まあ必要な書類があつてですね、そういうのを教えてほしいとか、そういうことぐらいですね。

それで、その辺ですね、彼とかかわったのは2回だと思いますね。

で、その他については、やはりひまわりバスだとか、いろんな人・農地プランだとか、そういう関係のことがほとんどであったというふうに思います。

そのことも、私自身のこの問題で、ここで詳しく補強するというのは、彼に恫喝をするようなことは、一切なかったというふうに思っています。

以上です。

No.81 ○議長(安井 明議員)

前山美恵子議員。

No.82 ○20番(前山美恵子議員)

先ほど言いましたように、市長のほうは恫喝とは考えてなくても、聞く側は上からの命令ですので、そういうことに聞こえたかどうかは、ちょっとわからないところなんですけれども、やはりこの納税猶予の関係で呼ばれたということは、あるということなんでしょうか。

No.83 ○議長(安井 明議員)

答弁を願います。

石川市長。

No.84 ○市長(石川英明君)

ですから、2回ほどはあります。

ただ、それは向こうからの指導が1回と、そういうことと、僕自身が書類等をお見せいただきたいということですね、その農地法のことやなんかをね。そのぐらいのことです。

だから、具体的な僕の個人なことでのうのこうのということは、余り言ってないんですね、今回は。触れてはいなかったですね。

そのことで、ここでどのこうのということがないもんですから、それは税務署でやることが多いですから、そちらのほうで、こう対処をとったという報告ぐらいを僕がしたぐらいです。

そのことで、課長のほうに詰めたということはありませんでした。

以上です。

No.85 ○議長(安井 明議員)

前山美恵子議員。

No.86 ○20番(前山美恵子議員)

じゃ、1つの問題、私の問題としては、ちょっとこの質問を変えますが、常に職員が重い空気の中で仕事をしなければいけないというのは、私たちもアンケートをとった中でもう頻繁に自由記述のところで見られるんですけども、職員を減らしたことによって、やはり十分に働けないとか、それから、市長がマニフェストに重きを置いて、とにかくそのマニフェストをやるように指示をされたりとか、それからですね、部課長会議を頻繁に開かれるもんですから、たまたま産業振興課長が亡くなる前日に、部長課長会議の中で何ていうの、その会議の中で1人叱責をするという、面前で叱責をすることがたびたびあった。

けれども前日、どうやらそんなことがあったというようなことをお聞きしたんですけども、そういうことは、関係は、今回の死について関係はないというふうに考えるんでしょうか。

No.87 ○議長(安井 明議員)

答弁を願います。

石川市長。

No.88 ○市長(石川英明君)

少し理解に苦しんだんですが、最後の会議で、どういうことですか。

(前日の声あり)

No.89 ○市長(石川英明君)

えっ？

(前日の声あり)

No.90 ○市長(石川英明君)

前日の会議ですよ。

(はいの声あり)

No.91 ○市長(石川英明君)

部課長会議で、どういうことがあったということですか。

ちょっとそこだけ、もう一度確認いたしたいんですが。すみません。

No.92 ○議長(安井 明議員)

前山美恵子議員。

No.93 ○20番(前山美恵子議員)

市長のほうから叱責を与えるときに、普通なら、やっぱり一人ひとり呼んで諭すようにいろいろ叱責や、お叱りをするのは、あれなんですけれども、たびたび部課長会議の中である課長を叱責をする、面前で叱責をするということが、たびたびあった。

で、あの産業振興課長もそういうことがあったということ、ちょっと聞いたんですけれども、そういうことが要因になっているんじゃないかなというふうに思うんですけれども、どうでしょうか。

No.94 ○議長(安井 明議員)

石川市長。

No.95 ○市長(石川英明君)

その会議ではですね、先ほど堀田議員にも言いましたよね。いろいろご指導いただく部分があったわけですよ、ご指摘をね、農地法の関係とか。

そのことについては対処しましたということは、彼に一声かけただけで、そのときに厳しいことを言ったなんてことは、一言もなかったですね。

以上です。

No.96 ○議長(安井 明議員)

前山美恵子議員。

No.97 ○20番(前山美恵子議員)

ちょっとそれは聞いたんですけれども、そういうことが、課長が要するに面前でつるし上げられちゃうということが、たびたびあるということを聞いてるもんですから、そうすると、やっぱり課長も人の前でちょっと恥ずかしいとか、そういうことがたびたびあると、もうとてもあの職場で働いている、その気分というのは、漫然とずっとあるんじゃないかということがあ

るんですよ。

そういうこともいろんな方、これから再発を防いでいかないといけないもんですから、こういうことはお認めになるんですね。

で、そういうことで、そういうことはやったということは認められるんですよ。

まあいろんな課長からもお聞きしてるんで、それはわかるんですけれども、こういうことも

やっぱり良好な職場環境、とてもそういう状況ではないということも、市長はお認めをされるのでしょうか。

No.98 ○議長(安井 明議員)

答弁を願います。

石川市長。

No.99 ○市長(石川英明君)

私はですね、職場というのはどうあるべきかということは、1つの持論があります。

それで、やはりやさしさも必要だろうし、寛大さも必要です。やはり厳しさも必要だというふうに考えているわけです。

ですから、私は個人的にお話をするところもあるだろうけど、全体の場で仕事の内容とか考え方について、やはりいけないと思ったら、その指摘をすることはあります。

だけど、そのときに恫喝をするというようなことは、してきたつもりはありませんのでね。

さらに、マニフェストですよ、無理やり押しつけていくというやり方は、とったつもりはありません。何回も議論をして、やはりどう構築をするかということです。

最終的には皆さんから具体的な提案をいただいて、そこで話をして詰めてきたというふうには思っていますから、無理やり全てを押しつけてやったという気はしておりません。

もし、そのような部分があるなら、また謙虚に受けとめていきたいとは思いますが、ぜひ誤解のないようにしていただきたいと思います。

以上であります。

No.100 ○議長(安井 明議員)

前山美恵子議員。

No.101 ○20番(前山美恵子議員)

市長がやさしさとか、それから指示をしたとか、そういうことになるんですけども、そういう関係、良好な関係を保とうと思うと、常に職員とそれから市長と信頼関係にあるとか、そういうのがつくられている中でのことなら、やはり職員としても、これは納得できるところはあるかもしれないんですけども、この間、聞かれたのは、そういうことではないわけですよ。

市長との信頼関係が全然ないという状況の中で厳しい指示、それから、マニフェストのこれをやれ、あれをやれという、そういう指示しか来ない。それに振り回される。

そのことによって通常の業務が、まあ職員も減らされてますので、通常の業務が十分思いどおりにできないとか、十分自分の生き方に沿った仕事ができないとか、そういうことで

日々悩んでいるという職員も多いということ、これはやっぱりきちっと知っていかないといけない。

そして、みずから死を選ぶ、その土台になっていってしまっ、何かのはずみでああいう死を選ぶということにもつながるものですから、日々の、毎日の職場環境というのが、大変大事だと思うんですけども、そういうところの点について、今までご自分が「やさしさでこう言った」と言っているんですけども、受け取る側ではそうではないということ、やっぱり知っていただきたいと思うんですけども、この点についてもう一回、お聞かせください。

(発言する者あり)

No.102 ○議長(安井 明議員)

答弁を願います。

石川市長。

No.103 ○市長(石川英明君)

ですから今、前山議員が言われたように、厳しいだけの1点であるようでしたら、これは少し私も改めてはいきたいと思います。

ただ、やはりですね、いろんな改善をしたり、そうしたときに、やっぱり厳しさも伴うということも、ご理解をいただきたいというふうに思います。

それからですね、業務の内容が非常に、皆さんが人が減って大変だというようなことがあります。そうしたことも今、職員内部では具体的にです、例えば臨職を入れて対応がいくところはどうかとか、どうしてもいかぬところは人を増やすだとか、そういう具体的な今対応も図るような議論もしております。

ですから、ただ単に、ここを何名減らせとか、そういう論議はしているつもりはありませんので、やはり職場の実態と、それから、彼らが努力ができる部分でこういう提案があれば、それも受けとめるということです。

ですから、具体的にですね、科学的根拠に基づいたような形で職場改善も図っていきたいと思うし、また職員の気持ちも、先ほど私自身が朝礼ということもしていますが、今、各課でも今までやっているところ、やっていないところもありました。

しかし、各課で今朝礼を行ってコミュニケーションを図る、そうしたことも手だてをしている状況にありますので、皆さんからご指摘をいただくようなことも、いかにこの中で構築するかということ、前向きに考えていきたいというふうに思います。

以上であります。

No.104 ○議長(安井 明議員)

傍聴者の方に申し上げますが、静粛にしてください。

前山美恵子議員。

No.105 ○20番(前山美恵子議員)

いろいろやっているということなのですが、受けとめる側がもうなかなかこういう状況で、私たちもアンケートをやったんですけれども、ほぼ、ほとんど全員に近い方が、やはり批判的です。

で、それはそういう職場環境の事業者としての責任が果たしてないというところを、やっぱりきちっと今押さえていただきたいと思うんです。

先ほどの産業振興課長のを思い出したんですけれども、市長室に呼ばれて、その後、幾人かの職員の人たちに「困った困った」というようなことを言っていらっしゃったということ、ちょっと思い出したんですけれども、再度聞きますが、本当に産業振興課長が困ったようなことを、市長が要求をしたということはどうですか。

No.106 ○議長(安井 明議員)

答弁を願います。

石川市長。

No.107 ○市長(石川英明君)

その辺で心当たりがあるということはずね、少しこれは事業のことです、政策のことです。

ただ、彼はそういう話をして、数日後にはきちっと、これはもっと以前の話ですがね、ちゃんと立案をしてきました。

私は、非常に前向きに全てのことを包括をして、それは独自性もありました。私自身が言う以上のことも含めて、こういうふうでやっていきたいという提案がありました。

具体的なことはちょっと今触れはしませんけど、そういう意味では、それは最初言ったときにはですよ、課長は困ったという顔はされると思いますね。

でも、それ以上にです、彼は立案をしたり、新たな創造やそういうものをちりばめて持ってきましたので、僕は非常に感激をしたということがあります。

以上であります。

No.108 ○議長(安井 明議員)

前山美恵子議員。

No.109 ○20番(前山美恵子議員)

お答えをいただきました。

市長はマニフェストをやっぱり各部署にやるように、目指すように指示をされています。

その中で、大変無理なこういう指示を出されて、大変苦しむという部署も多いと思うんですけども、ちょっとこれはきちっと言うておきますけれども、マニフェストは石川英明氏個人の政策ですので、ここで市の事業として、これは認知されたものではなくて、職員は全体の奉仕者、市民全体の奉仕者ですので、マニフェストに合わない部分については、やはり市職員は市長にきちっと提言をするというのが、これが本来の仕事だし、市職員の義務なんです。

ですから、市長にものを書いて、市長が気に食わなかったら叱り飛ばすというのは、このところずっと、これも報告をされております。

こういうことでストレスはたまっていくということも、よくこれは考えといていただきたいんですけども、マニフェストについて、そういう認識をこれからもちろんきちっと持って、職員に押しつけるということがないということに、余り言うといかぬかな、まあそういうような自分の政策、ここで認知されたものについては、それはいいんですけども、そういうことなんです。

だから、そういう無理を押しつけるということは今後もしないということで、確約はいただけるんですか。

No.110 ○議長(安井 明議員)

答弁を願います。

石川市長。

No.111 ○市長(石川英明君)

確かに、一理あるのかもわかりませんよね。

この職員の方は、僕がつくったマニフェストを、それは全部理解するというのは、すぐには難しいと思いますよね。

ただ、私も選挙をクリアしてきて、市民の負託を受けたとなれば、そのことは大切にすることです。

ただ、先ほども言うておるように、何度か各課で職員まで含めて、マニフェストをどう構築するかということのやはり議論、協議を何回もしてきています。

今、その全てをこうだ、こうだで押しつけるのではなくて、皆さんからも提案をいただいたり、それで立案しているのも幾つかありますので、それからまた、市民の声を聞いたり、皆さんの意見を聞いて、その方向転換を図るということも、やはり謙虚にやっていきたいというふうには思っているわけです。

ですから、全てを押しつけていくという考えは、私は持っているつもりはありません。

皆さんとの協議と理解の中で進めていきたいというふうに思います。

以上です。

No.112 ○議長(安井 明議員)

前山美恵子議員。

No.113 ○20番(前山美恵子議員)

今年の3月か、本会議で、「自分のマニフェストに従わない職員は処分をする」というふう
に発言をされております。これは、きちっと撤回をしていただけるんですよね。

ちょっとお聞かせください。

No.114 ○議長(安井 明議員)

答弁を願います。

石川市長。

No.115 ○市長(石川英明君)

今、その言葉がちょっと思い当たってないんですが、もし、そういう言葉があるんなら一遍
議事録を見て、また後ほど、お答えをさせていただきたいと思います。

以上です。

No.116 ○議長(安井 明議員)

前山美恵子議員。

No.117 ○20番(前山美恵子議員)

幾つか質問をさせていただきましたが、市長が1年半、ここの市長の座について、快適な
職場環境というところでは、まだまだこれからも疑問が続きます。

もう三度、このような犠牲者がないように私たちも取り組んでいきますし、その責務を十
分、やっぱり市長のところが一番責任が大きいわけですから、取り組んでいただきたいと
思います。

私は、職場環境調査特別委員会のほうに入っております、いろいろ生の声も聞かせて
いただきました。

やっぱり、大変ここの職場は異常だという、そういう声ばかりです。その責任は、やっぱり
市長は大変重いというふうに思うんですけども、また結果については、これからもこの問
題については注目をしていきたいと思いますので、よろしく願います。

以上で質問を終わります。

No.118 ○議長(安井 明議員)

これにて、20番 前山美恵子議員の緊急質問を終わります。

(議長の声あり)

No.119 ○議長(安井 明議員)

伊藤 清議員。

No.120 ○17番(伊藤 清議員)

ただいま、3名の議員の緊急質問、それらに対する答弁をお聞きをいたしました。

それを受けまして、この後、動議もしくは決議案の提出をいたしたいというふうに考えております。

大変重要な案件となりますので、文書をもって提出をいたしたいと思っておりますので、この後、職員の皆さんの休憩時間、さらには、その後の式典等を考慮いただきまして、再開時間については議長に一任をいたしますので、お取り計らいのほうをよろしく願いをいたします。

No.121 ○議長(安井 明議員)

ただいまの動議は重要でありますので、文書で提出を願うため、暫時、休憩といたします。

午後零時12分休憩

午後4時40分再開

No.122 ○議長(安井 明議員)

休憩を解き、休憩前に引き続き会議を進めます。

お諮りいたします。議事の都合により、本日の会議時間を延長いたしたいが、これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

No.123 ○議長(安井 明議員)

ご異議なしと認めます。よって、本日の会議時間を延長することに決しました。

休憩中に議会運営委員会が開催されておりますので、その結果を委員長より報告願います。

毛受明宏議会運営委員長。

No.124 ○議会運営委員長(毛受明宏議員)

議長よりご指名がありましたので、この休憩中に開催いたしました議会運営委員会の結果を報告いたします。

お手元に配付されておりますとおり、決議案第3号の提出がありましたので、その取り扱いについて議会運営委員会で協議いたしました。

その結果、決議案第3号を本日の日程に追加し、直ちに議題とすることといたしました。

以上で議会運営委員会の報告を終わります。

No.125 ○議長(安井 明議員)

ご苦労さまでした。

お諮りいたします。お手元に配付をいたしましたとおり、議員より決議案第3号が提出されておりますので、直ちに日程に追加し、議題といたしたいが、これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

No.126 ○議長(安井 明議員)

ご異議なしと認めます。よって、決議案第3号 市長の職権濫用問題及び農地法違反の調査に関する決議を直ちに日程に追加し、議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

月岡修一議員、登壇にて説明願います。

No.127 ○19番(月岡修一議員)

それでは、決議案第3号について朗読をもってご説明を申し上げます。

市長の職権濫用問題及び農地法違反の調査に関する決議。

豊明市議会会議規則第14条の規定により別紙のとおり提出をいたします。

調査内容についてご説明を申し上げます。

1 調査事項

本議会は、地方自治法第100条の規定により、次の事項について調査するものとする。

(1) 市長の職権濫用問題に関する事項

(2) 市長の農地法違反等に関する事項

2 特別委員会の設置

本調査は、地方自治法第110条第4項及び豊明市議会委員会条例第6条の規定により委員10名からなる市長の職権濫用問題及び農地法違反調査特別委員会を設置して、これに付託するものとする。

3 調査権限

本議会は、1に掲げる事項の調査を行うため、地方自治法第100条第1項の規定により、選挙人その他の関係人の出頭、証言及び記録の提出を請求する権限並びに同条第10項の規定により、団体等に対し照会をし又は記録の送付を求める権限を上記特別委員会に委任する。

4 調査期限

上記特別委員会は、1に掲げる事項の調査が終了するまで存続するものとする。

5 調査経費

本調査に要する経費は、平成24年度の議会費の予算の範囲内とする。

平成24年10月26日

豊明市議会議長 安井 明 殿

提出者 月岡修一

賛成者 村山金敏

川上 裕

以上です。

No.128 ○議長(安井 明議員)

本案は決議案でありますので、質疑及び委員会付託を省略し、直ちに討論・採決に入ります。

討論のある方は挙手を願います。

山盛議員。

No.129 ○12番(山盛左千江議員)

それでは、すみません、風邪を引いておりますので変な声ですが、市長の職権濫用問題及び農地法違反の調査に関する決議について、反対の立場で討論いたします。

まず、この休憩に入る前に、緊急質問の3つについてというふうに言われまして、先ほど会派会議の中で提案者のほうからも、緊急質問の範囲内を出るものではないというふうに、何度か言ってくださいましたので、おおよその見当はつくものの、(1)の市長の職権濫用問題につきましては、質問の中で「職権濫用」という言葉は使われておりません。どの部分を指すのか、大変不明確だというふうに判断いたしました。

できれば、ここの部分を質疑の中で明確にしたかったわけですが、質疑が省略されておりますので、まあ不明のままという状況にあります。

それが1つ、賛成をしかねる理由になります。

もう一つ、(2)市長の農地法違反等に関する調査ですけれども、農地法につきましては、3条申請というようなことが、質問の中に出てきたかと思えます。

契約に関することでありまして、相手方もあります。そういった中で、その方のお名前であつたり、いろいろ個人情報もまた出てくるやもしれません。全てが記録に残るようなところで、そういった調査をして本当によいものかどうかというふうに思います。

本来であるならば、農地法の違反に関係するようなことであれば、農業委員会の中で、守秘義務の科せられた農業委員会の中でしっかり調査され、ご指摘なり、何なりされるのが、一番適切な審査場所であるというふうに考えております。

よって、この決議については賛成しかねます。

以上です。

No.130 ○議長(安井 明議員)

ほかにございませんか。

(発言する者なし)

No.131 ○議長(安井 明議員)

以上で討論を終結し採決に入ります。

決議案第3号は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

No.132 ○議長(安井 明議員)

賛成多数であります。よって、決議案第3号は原案のとおり可決されました。

この際、お諮りいたします。ただいま可決されました市長の職権濫用問題及び農地法違反調査特別委員会の委員の選任を日程に追加し、直ちに議題といたしたいが、これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

No.133 ○議長(安井 明議員)

ご異議なしと認めます。よって、ただいま可決されました市長の職権濫用問題及び農地法違反調査特別委員会の委員の選任を日程に追加し、直ちに議題といたします。

お諮りいたします。ただいまから特別委員会の委員の選任について、各会派間でご協議を願うため、暫時、休憩としたいが、これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

No.134 ○議長(安井 明議員)

ご異議なしと認めます。よって、暫時、休憩といたします。

午後4時48分休憩

午後5時14分再開

No.135 ○議長(安井 明議員)

休憩を解き、休憩前に引き続き会議を進めます。

お諮りいたします。市長の職権濫用問題及び農地法違反調査特別委員会の委員は、お手元に配付をしております特別委員会の委員選任表のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

No.136 ○議長(安井 明議員)

ご異議なしと認めます。よって、市長の職権濫用問題及び農地法違反調査特別委員会の委員は、お手元に配付をしております特別委員会の委員選任表のとおり決しました。

ただいまより、市長の職権濫用問題及び農地法違反調査特別委員会の委員長及び副委員長を互選するために、暫時、休憩といたします。

午後5時15分休憩

午後5時24分再開

No.137 ○議長(安井 明議員)

休憩を解き、休憩前に引き続き会議を進めます。

休憩中に市長の職権濫用問題及び農地法違反調査特別委員会が開催され、委員長及び副委員長が互選されましたので、報告いたします。

委員長には、平野龍司議員、副委員長には、堀田勝司議員が互選されました。

正副委員長さんにはご苦労さまですが、よろしく願いをいたします。

以上で今 10 月緊急議会の議事は全て終了いたしました。

次回は、11 月 30 日午前 10 時より 12 月定例月議会を開きます。

本日は、これもちまして散会いたします。

午後5時25分散会

